

茶園診断に基づく施肥管理体系提案指導業務委託仕様書

1 委託業務の名称

茶園診断に基づく施肥管理体系提案指導業務委託

2 委託業務の目的

茶栽培の経営費に占める肥料費の割合は他の作目に比べて高く、肥料の利用効率を高めることは重要であるが、そのためには圃場ごとの診断に基づく精密な管理が必要である。

そこで、近年の資材価格高騰による茶業経営への影響を緩和するために、専門の農業コンサルタントによる圃場ごとの茶園診断・土壌精密分析を実施し、最新の知見に基づいた適正な施肥法の提供・指導を行うことで、施肥に対するさらなる理解の促進や茶園診断を踏まえた施肥の実践を促す。これにより、茶品質の維持向上と肥料コスト低減の両立を推進し、資材価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を図る。

3 契約条件

(1) 契約期間：契約の日から令和9年3月12日（金）まで

(2) 成果品

1) 業務完了報告書 1部

2) 4（1）から（4）までで作成した印刷物及び電子データ（版下や写真等の電子データは、電磁的記録媒体（USB等）に収めること。版下データは、PDF形式またはイラストレータ形式によること）

(3) 成果品の提出期限 令和9年3月12日（金）

4 委託業務の内容

(1) 県内茶園からの土壌サンプリングと分析

・県内茶生産者16戸以上の圃場*において、茶園診断を行うとともに土壌サンプリングと分析を行うこと。

*茶生産者と対象となる圃場は、県が別途募集します。

・茶生産者1戸あたり5圃場の土壌分析を行うこと。

・土壌分析にあたっては、みえ土づくり推進協議会土壌改善ガイドライン（茶）における項目の評価に必要な分析（pH、可給態リン酸含有量、置換性石灰含有量、置換性苦土含有量、置換性加里含有量、陽イオン交換容量（CEC）、土壌有機（または腐植）含有量）を必須とする。

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001083626.pdf>

(2) 適正施肥マニュアルの作成

・土壌分析結果に基づき、各圃場ごとに適正な施肥マニュアルを作成すること。

・作成に当たり、図や表を用いてわかりやすいマニュアルとすること。

(3) 現地指導

・作成した施肥法を基に、各圃場の生産者へ技術指導を1回以上行うこと。

・県が別途開催する研修会において、1回以上講師として講演すること（想定

講演時間：30分～1時間。開催時期11～2月頃。

(4) レポート作成

- ・分析結果を踏まえた土壌の傾向と対策についてレポートをまとめること。

5 業務実施上の条件

- (1) 実施内容については、企画段階において、随時企画案を三重県に提示し、三重県と調整して行うこと。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。
- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (4) 本契約に基づく成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。
- (6) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当する場合を除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）。
- (4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

なお、委託料の支払については原則として委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うこととする。

9 見積り及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 三重県は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 その他

(1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。

(2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。

(3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は三重県に帰属する。

(4) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

13 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農産園芸課伊勢茶振興班

担当：松田、菅谷

電話：059-224-2543 F A X：059-223-1120

E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp